

# 国民健康保険加入者の皆さまへ 柔道整復師・鍼灸師へのかかり方について

医療費の適正化へのご協力をお願い致します。整骨院・接骨院等での柔道整復師の施術、はり・きゅう、あん摩、マッサージ院等での鍼灸師の施術の中には下記のとおり保険適用するものとし、ないものがあるのをご確認ください。

**チェックしましょう!!**

No.1  日常生活における単純な疲労や肩こりで施術に行く!

No.2  スポーツ等における肉体的疲労の改善に施術に行く!

No.3  仕事中や通勤途中に起きた負傷で施術に行く!

右記の項目については全て保険適用外になりますのでご注意ください!

**整骨院・接骨院へのかかり方**

負傷の原因を正しく伝えて、保険が使えるか確認しましょう!

- ・外傷性の負傷でない場合、負傷原因が労働災害・通勤災害の場合は国民健康保険が使えません(労災の対象となります)。
- ・医療機関で治療中のもは保険が使えません!
- ・同一の負傷について、同時に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複・並行して受けた場合は原則、柔道整復師の施術料については全額自己負担となります。

**施術が長期に渡る場合は、医師の診断を受けましょう!**

- ・長い間施術を受けても痛みが続く場合は、けがではなく、病気等による内科的要因も考えられますので、一度医療機関にて受診しましょう。

**はり・きゅう、あん摩、マッサージ院へのかかり方**

はり・きゅう、あん摩、マッサージを国民健康保険で受診する場合は、医師の同意書または診断書を提出することが必要です。

※往療(自宅での施術)については歩行困難等や、真に安静が必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に自宅等での施術を行っていただくことができます。ただし、病院等には通院しているのに往療に来てもらうことはできませんのでご注意ください!!

**※医療費の適正化にご協力ください。**

国民健康保険加入者の皆様に納めて頂いた国民健康保険税を適正に使用するために、町役場より整骨院・接骨院、はり・きゅう、あん摩、マッサージによる保険診療について、施術内容等を文書により確認させていただきます。

お問い合わせ 八重瀬町役場 健康保険課 ☎998-2210

# 国民健康保険 被保険者証 切り替えのお知らせ



現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成26年3月31日となっております。有効期限が切れたまま、病院や診療所等で治療を受けた場合は、医療費が全額自己負担となりますので忘れずに切り替えをお願いします。

**日時** 平成26年3月10日(月)～3月31日(月)  
午前9時～午後8時まで  
【土日・祝祭日・お昼休み(12時～13時)を除く】

**場所** 健康保険課(具志頭庁舎)

**ご持参いただくもの**

- ・切り替え案内ハガキ
- ・現在お持ちの被保険者証(平成25年度)(紛失の場合は運転免許証等の身分証明書を持参)
- ・印鑑(認め印可)
- ・平成26年2月1日以降に納付した場合はその領収書

※当日は保険税の徴収も行いますので、未納の方はご準備をお願いします。

**■被保険者証をご自宅にお届けする世帯**  
平成26年1月31日までに国保税(平成25年度7期分まで)を完納し、国保税の未納が無い世帯は、新しい被保険者証(カード型)を3月中に簡易書留で世帯主の方に郵送いたします。(※8期分の期限内納付もお願いします。)

**■窓口での切り替えとなる世帯**

- ・国保税の未納がある世帯
- ・7期分が期限内に納付されていない世帯

該当世帯には窓口切り替え案内ハガキをお送りします。右記のとおり切り替えを行ってください。

# お知らせ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

八重瀬町では平成25年9月2日～平成26年3月31日までの期間、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を行っています。

**肺炎球菌ワクチンとは**

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。また、1回のワクチン接種で通常5年間の予防効果が持続します。

しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

**対象者**

八重瀬町に住所を有する、後期高齢者医療被保険者及び75歳以上の方

**【次の方は対象になりません】**

- ・過去5年以内に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある方
- ・肺炎球菌ワクチン予防接種が健康保険の適応になる方(脾臓を摘出した方)
- または公費補償制度が適用になる方

**接種料金**

町負担額5,000円、自己負担額0円

**予防接種が受けられる期間**

平成25年9月2日～平成26年3月31日まで

**予防接種被害救済制度について**

任意の予防接種のため、接種後に健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適応されません。独立行政法人医薬品医療器総合機構法により救済される可能性があります。

**予防接種の受け方**

事前に健康保険課へ申請書に記入し(窓口に来る方の印鑑を持参)、予防接種費用助成決定通知書兼予約票を受領、その後指定医療機関へ予約を行い、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けてください。(接種を受ける際は、保険証をご持参ください)

※指定医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となります。

担額(委託金額との差額)※1回限りの補助です

※予診のみを受けた場合は、1,050円(全額自己負担となります)

(接種当日に発熱等があり、接種を受けられなかった場合など)※生活保護者は自己負担額が免除となります。接種の際は被保護者証明書を提示してください。

# 沖縄県介護保険広域連合 嘱託員 募集

**嘱託員職種** 要介護認定調査員

**職務内容** 介護認定調査、認定審査会の運営に関する業務、付帯する業務

**募集要件(資格等)** 介護支援専門員、保健師、看護師、介護福祉士の実務経験者及びパソコンができる者、普通自動車運転免許所持者

**勤務条件** 月曜日～金曜日(内、週4日(29時間以内))

**勤務時間** 午前8時45分から午後5時(7時間25分)

**応募方法** 臨時・嘱託職員任用候補者名簿登載申請書(各調査認定事務所にて配付)を沖縄県介護保険広域連合認定課か各調査認定事務所に提出(直接又は郵送)

※履歴書の提出及び面接については後日連絡します。  
※申請書は介護保険広域連合のホームページからも取得できます。

**募集期間** 平成26年2月10日(月)～14日(金)午後5時まで

**募集人員及び任用開始予定** 若干名/平成26年4月1日

**問い合わせ又は郵送先**

〒904-0398 読谷村字比謝碓55 沖縄県介護保険広域連合 TEL911-7504 認定課(中部調査認定事務所)

〒905-0006 名護市宇茂佐の森5-2-7 北部調査認定事務所 TEL911-7530 (北部会館4F)

〒901-1116 南風原町字照屋1 南部調査認定事務所 TEL911-7520



# 八重瀬町地域包括支援センター通信

## 予防しよう!!

あなたの身近で起きているかもしれない高齢者虐待①

～早期発見・報告で虐待を防ぎましょう～

1. 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければなりません。
2. 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

近所の方や、ご自分の周りに最近いつも家族から怒鳴られている。姿を見ない。げっそり痩せてきた。お金がない、ご飯を食べさせてもらっていないなど言われる方はいませんか？

◎**高齢者虐待防止法が成立**  
平成18年4月1日「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が施行されました。

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義し、高齢者虐待を養護者による虐待者等による高齢者虐待に分類して定義されています。

高齢者虐待防止法（第7条）において、

速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければなりません。

とされ、虐待（疑い含む）を発見した場合には市町村窓口へ通報する事が「義務」付けられています。八重瀬町での市町村窓口は社会福祉課と地域包括支援センターになっています。

この状況が本当に虐待なのか？確信を持ってなくてもかまいません。通報の時点で通報者がそれが虐待であるということを決断しなければならぬわけではありませぬので「虐待の疑い」や「虐待に至る前に」窓口相談することが、高齢者の命を守り、虐待を未然に防ぐこととなります。また、業務上知り得た事や通報者が誰であるかなどの個人を特定されるような情報開示は行いません。対応としては通報直後、事実確認を行い、虐待の判断や緊急性の判断をするための会議を持ち虐待であるかどうかの審議を行います。見守り訪問や、養護者の介護負担軽減、日常生活自立支援事業や成年後見制度につなぎます。緊迫状態など必要なときは世帯分離などの措置を取ることあります。

**相談窓口**  
八重瀬町役場 具志頭本庁舎  
社会福祉課  
☎998-9598  
地域包括支援センター  
☎835-7247

## 障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

この制度は身体又は精神に著しい重度の障害があり日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方に県が手当を支給する制度です。

支給対象者	
<b>障害児福祉手当</b> <b>月額 14,180 円</b>	<b>特別障害者手当</b> <b>月額 26,080 円</b>
20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1)施設に入所（通所を除く）している場合。 (2)政令で定める公的年金を受給している場合。 ※特別児童扶養手当との併給は可能です。	20歳以上の在宅の重度障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1)施設に入所（通所を除く）している場合。 (2)病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。

※手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合、支給が制限されます。

お問い合わせ先  
八重瀬町役場 社会福祉課 障がい福祉係  
☎098-998-9598  
沖縄県南部福祉保健所 地域福祉班  
☎098-889-6364

**八重瀬町 社会福祉協議会職員 募集**  
職種・人員／主事・1名  
応募資格  
①昭和54年4月2日以後に出生した者  
②社会福祉士国家資格（平成26年国家試験合格見込み者も含む）又は社会福祉主事資格（社会福祉関連の施設、事業所等で3年以上の実務経験がある者）を有する者  
③八重瀬町在住の者又は本籍を有する者

**試験日**  
第1次試験（小論文）  
平成26年3月22日（土）  
9:30～11:30  
第2次試験（面接試験）  
平成26年4月5日（土）  
9:30～

**試験会場**  
八重瀬町社会福祉会館

**提出書類／受験申込書**（本会窓口で配布）  
社会福祉士登録証（平成26年社会福祉士国家試験受験者は国家試験受験票）又は社会福祉主事資格証の写し・履歴書（写真貼付）

**応募期間**／2月24日（月）～3月17日（月）  
土・日を除く、8:30～17:15まで

社会福祉法人  
八重瀬町社会福祉協議会  
（八重瀬町社会福祉会館内）  
八重瀬町字東風平1318番地1  
☎998-4000



## 八重瀬町 こころの相談窓口

内容：精神保健福祉士による電話や来所相談  
対象：八重瀬町にお住まいの方

- ◆**こころやからだの悩み**
  - ・気分が晴れない、眠れない、対人関係が上手くいかない方
  - ・お酒の問題で悩んでいる方やその家族
  - ・その他、精神保健福祉に関する相談のある方
- ◆**生活に関する悩み**
  - ・就職、失業などによる悩みのある方
  - ・生活費、借金トラブルで悩んでいる方
  - ・その他

**日時** 毎週月曜日（月曜が休みの時は火曜日）  
午前10時～12時、午後1時～3時

**場所**  
・八重瀬町役場 本庁舎1階相談室（第1、第3月曜日）  
☎998-9598（指定日以外は、電話のみ対応可）  
・八重瀬町社会福祉会館 1階 相談室（第2、4月曜日）  
☎998-8411（指定日以外では、対応できません）

※相談内容についての秘密は厳守致します。  
※予約などはありませんが、時間帯によっては混み合う場合がありますので、事前に電話連絡をいただければ幸いです。

ささいな事からでも構いませんので、気軽に電話もしくは来所にて相談してください。



国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度（国庫補助事業）加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号 **地域の不動産業で33年目!**

あなたのホームプランナー

**南新物産**  
不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談・相続に関する相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。  
最寄りの各店へお問い合わせをお願いします。

南風原本店・豊見城支店・那覇新都心店

南新物産 ナンちゃん®  
南城支店 〒901-1205 沖縄県南城市大里字高平97番2（イオンタウン南城大里内）  
TEL:098(945)0310 FAX:098(944)7004 年中無休 営業時間 月～土 AM 9:00～PM8:00  
日・祝 AM10:00～PM7:00  
http://www.nanchan.co.jp E-mail ozato@nanchan.co.jp